

「山梨県現任介護職員等研修支援事業」Q & A

Q 1 現任介護職員等が参加する研修は外部で受講するものが事業の対象ですか？

A 1 事業の対象となるのは、外部で受講するもののみが対象となります。さらに、外部の研修であっても、自施設での実習部分は対象外となります。

Q 2 研修に参加する現任介護職員等には、看護職員や生活相談員も含まれますか？

A 2 事業の対象となる現任介護職員等は、介護職として従事している職員（事業所で介護職としての発令等がされている職員）が対象です。

Q 3 介護支援専門員が介護支援専門員更新研修に参加予定ですが事業の対象とすることができますか？

A 3 当該介護支援専門員が介護職員と兼務している場合（介護職との兼務発令等がされている場合）は、対象とすることができます。事業所内での業務が計画作成のみの場合は、対象となりません。

Q 4 「研修計画」の提出期限までに受講したい研修の「研修概要」がまだ決まっています。「研修計画」はどのように作成すれば良いのですか？

A 4 受講したい研修が昨年度開催されたものと同様であれば、昨年度の「研修概要」を参考に作成して下さい。実際の日程と違っていても構いません。この場合、「研修計画」の提出時に「昨年度の研修概要」を添付して下さい。また、「今年度の研修概要」が決まり次第、(公財)介護労働安定センター山梨支部に変更計画を提出して下さい。

Q 5 代替職員が従事する業務は、研修に参加する現任介護職員等と同じ業務でないといけないのですか？

A 5 実施要領 8 (5) に記載しているとおり、現任介護職員等が現に従事する業務も含め、当該事業所における介護に関する業務であれば、構いません。ただし、介護及び福祉サービスに関する業務であることが要件です。事務職員等の業務は対象外となります。

Q 6 助成金を申請する際の助成基準（代替職員の勤務日数と現任介護職員等の研修日数との関係）を具体的に教えて下さい？

A 6

(例1) 介護職員Aが認知症介護実践者研修に5日間参加する。
介護職員Bがユニットリーダー研修に8日間参加する。
同一年度に代替職員C(日給8,000円)を30日間雇用する。

現任介護職員等の研修参加日数(延べ日数) 13日
助成金申請額 $13日 \times 2 \times 6,700円 / 2 = 87,100円$

(例2) 介護職員Aが認知症介護実践者研修に5日間参加する。
介護支援専門員資格を持つ介護職員Bが更新研修に3日間参加する。
介護職員Cがユニットリーダー研修に8日間参加する。
同一年度に代替職員D(日給8,000円)を30日間雇用する。

現任介護職員等の研修参加日数(延べ日数) 16日
助成金申請額 $30日() \times 6,700円 / 2 = 100,500円$

$16日 \times 2 = 32日$ だが、実施要領8(2)に記載しているとおり、代替職員の同一年度の延べ雇用日数を超えられない。

(例3) 介護職員A、Bが認知症介護実践者研修に、それぞれ5日間参加する
介護職員C、Dがユニットリーダー研修に、それぞれ8日間参加する。
同一年度に代替職員E(日給7,000円)を20日間雇用する。
同一年度に代替職員F(日給6,500円)を20日間雇用する。

現任介護職員等の研修参加日数(延べ日数) 26日
助成金申請額 $40日(1) \times 6,500円 / 2(2)$
 $= 130,000円$

- 1) $26日 \times 2 = 52日$ だが、実施要領8(2)に記載しているとおり、代替職員の同一年度の延べ雇用日数を超えられない。
- 2) 実施要領8(3)に記載しているとおり、複数の代替職員を雇用した場合は、そのうち、最も低い日給(上限6,700円)の2分の1の金額とする。

いずれの場合も、代替職員の雇用期間に、介護職員が参加する研修日程が含まれる(日程の一部でも可)ことが必要です。